

鋼船規則 X 編「コンピュータシステム」における表現等の見直しに関する改正の解説

1. はじめに

2026年6月公表の、「鋼船規則 X 編「コンピュータシステム」における表現等の見直し」に関する改正について、その内容を解説する。改正の対象は、鋼船規則 X 編及び鋼船規則検査要領 X 編である。なお、本改正は2026年7月1日から適用される。

2. 改正の背景

2023年6月に採択された IACS 統一規則 E22(Rev.3)では、船舶で使用されるコンピュータシステムに関して、関係者の役割やソフトウェアの変更管理等に関する要件が規定されており、本会は当該要件を既に関連規則に取入れている。

その後、IACS において当該統一規則の見直しが行われ、その修正が IACS 統一規則 E22(Rev.3, Corr.1)として2025年9月に採択された。これに加えて、本会においても、鋼船規則 X 編「コンピュータシステム」について、表現の明確化や整合化を目的とした見直しを行った。

このため、IACS 統一規則 E22(Rev.3, Corr.1)及び本会における鋼船規則 X 編の見直しに基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。なお、本改正によって取扱いに生じる変更はない。

(1) 鋼船規則 X 編 3 章

IACS 統一規則 E22(Rev.3, Corr.1)に基づき、以下の要件を修正した。

- ・参照先 ISO 規格番号(鋼船規則 X 編 3.1.2.(10))
- ・図 X3.1 の説明に関する記載箇所(鋼船規則 X 編 3.1.4.(3)及び(17))
- ・コンピュータシステムの変更管理に関する手順実施の確認時期に関する記載(鋼船規則 X 編 3.6.12-2.)

(2) 鋼船規則 X 編 2 章, 4 章, 5 章及び鋼船規則検査要領 X 編 X4

日本籍船舶用規則において、例えば、UR 原文中の「inspection」に対応する表現を「審査」から「検査」に、「up-to-date」に対応する表現を「アップデートされた」から「最新の」に、また「disruption」に対応する表現を「混乱」から「システムの途絶」に改める等、計 25 箇所について表現の見直しを行った。